USPTO、特許審査における利益相反ガイダンスを改定

2026年3月6日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

米国司法省（Department of Justice）は、2月25日付のプレスリリース[1]で、USPTOにおける特許審査業務の中で利益相反の疑いのあった特許審査官が民事制裁金500,000ドルの支払いに応じて和解に至った旨を公表した。

プレスリリースによれば、この特許審査官は、2019年1月から2022年5月にかけて、自身と金銭的な利害関係のある企業による少なくとも9件の特許出願の審査に関わったとされている。具体的には、自身が300,000ドル相当を超える株式を保有している企業による特許出願の審査に関わったほか、900,000ドル相当を超える株式を保有している企業の競合他社による特許出願の審査に関わったなどとされる。

USPTOでは、3月2日、スクワイヤーズ長官により、特許局に従事する特許審査官を含む全職員に対して、特許審査と株式の保有に関するガイダンスの改定が通知[2]されている。

連邦行政府における現行の倫理規則上、特許審査官は、自身の保有株式が15,000ドル相当を超えない場合には、自身が株式を保有する企業による特許出願であっても審査することが許容されている。
今般、スクワイヤーズ長官は、USPTOにおける公正・公平な職務遂行を担保するために、利益相反の回避に係る倫理基準に関して、上記ガイダンスを厳格化したと説明している。
今般改定されたガイダンスによれば、特許審査官は、自身が株式・債券を保有する企業が出願人に含まれる場合には、それが15,000ドル相当を超えるか否かに関わらず、当該特許出願の審査を辞退することが要求される。これは再審査請求に対する審査においても同様であり、また、各特許審査官の審査内容をレビューする立場にある管理職に対しても同様に適用されることとなる。

スクワイヤーズ長官は、今回のガイダンスの改定について、特許審査官に株式・債券の放棄を求めるものでもその保有を禁じるものでもないと説明しつつ、各特許審査官に対して、自身や配偶者が株式・債券を保有する企業の情報について管理職に対して自発的に報告するよう求めている。

（以上）

---

[1] U.S. Patent and Trademark Office Employee Agrees to Pay $500,000 to Resolve Conflict-of-Interest Allegations (Feb.25, 2026)
[2] Guidance on Examination of Patent Application and Stock Ownership (Mar.2, 2026)